

平成28年11月18日から平成28年12月22日まで

- 3 作業地域
茅野市

建設政策課

長野県木曾建設事務所告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成28年12月22日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年12月8日

長野県木曾建設事務所長 市岡 進

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南木曾停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡南木曾町読書字大沢田3788番の5地先から 木曾郡南木曾町読書字町3903番の3地先まで	旧	4.6~6.5 m	0.1000 km
		6.5~16.3	0.0794
同 上	新	4.6~21.7	0.1000

道路管理課

長野県木曾建設事務所告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成28年12月22日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年12月8日

長野県木曾建設事務所長 市岡 進

- 1 路線名 南木曾停車場線
- 2 供用を開始する区間
木曾郡南木曾町読書字大沢田3788番の5地先から
木曾郡南木曾町読書字町3792番の2地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成28年12月8日

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成28年12月22日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年12月8日

長野県北信建設事務所長 荻野 厚

- 1 路線名 403号
- 2 供用を開始する区間
下高井郡木島平村大字上木島字糠平4502番の1地先から
下高井郡山ノ内町大字夜間瀬字打越10188番の3地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成28年12月9日午後5時

道路管理課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年12月8日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成28年11月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人水力発電推進隊
- 3 代表者の氏名
坂口 正一
- 4 主たる事務所の所在地
松本市寿北7丁目6番Q-103号 市営住宅
- 5 定款に記載された目的

この法人は、農山漁村又は中山間地域に対して、再生可能エネルギー固定買い取り制度による水力発電事業を提案し設置・運転までの補助を行い、自治会及び住民に恒久的財源を確保する事により、地域の振興に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年12月8日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成28年11月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人和田のあしたを考える会
- 3 代表者の氏名
中村 勤次
- 4 主たる事務所の所在地

小県郡長和町和田2849番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、和田宿を中心とする文化や環境を守るとともに、その活用を図る事業を行い、和田の里に住む私たちの活力を将来に向けて引き継ぎ、住みよいふる里をつくることを目的とする。

県民協働課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年12月8日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

(1) 調達産品等の種類及び数量

工業技術総合センター以下12施設で使用する電気
 予定契約電力1,330kW及び予定使用電力量3,574,000kWh
 各施設の予定契約電力及び予定使用電力量は、仕様書により
 ます。

(2) 調達産品等の特質等

入札説明書によります。

(3) 調達期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで（地方自治法
 (昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 調達場所

入札説明書によります。

(5) 入札方法

入札金額は、(1)の予定契約電力及び予定使用電力量に基づ
 き、入札者が設定した予定契約電力に対する単一の単価及び予
 定使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとす
 る。）を記載してください。

落札者の決定は、入札書に記載された入札金額に従って計算
 した電気料金の総額により行いますので、入札金額と併せて電
 気料金の総額を記載してください。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額
 に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって
 落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者で
 あるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分
 の100に相当する額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」とい う。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第 2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札 に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 契約履行に当たり、(1)に掲げる者を代理人、支配人、その 他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59 年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」欄の等級区分 がAに格付けされている者であること。

(4) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参 加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づ く入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(5) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条 第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する 暴力団関係者でないこと。

(6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に 規定する小売電気事業者であること。

(7) 長野県グリーン購入推進方針に定める電力調達の判断基準に 該当する者であること。

(8) 事故発生時等緊急な対応が必要な場合に必要な体制が確保さ れていること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(3)に該当しないものは、
 次のとおり一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な
 資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(3)
 に該当していなければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)
 の場所で入手できます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/index.html>

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県会計局契約・検査課

電話 026(235)7079

4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県産業労働部産業政策課

電話 026(235)7192

入札説明書等は、次のアドレスからダウンロードすることもで
 きます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/sansei/kensei/soshiki/soshiki/28nyusatsu.html>

5 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年1月23日(月) 午後2時

イ 場所 長野県庁 西庁舎1階入札室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 平成29年1月20日(金) 午後5時

イ 提出場所 長野市大字南長野字幅下692番地2

(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県産業労働部産業政策課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事
 項について説明した書類を、平成29年1月10日(火)午後5時
 までに4の場所に提出してください。この場合において、開札
 日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入
 札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、平成29年

1月20日(金)午後1時までには納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要件

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

(10) 契約の締結

この調達に係る契約は、単価契約とします。

6 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Electricity to be consumed in the 12 facilities in Nagano

(2) Contract period:
From April 1, 2017 until March 31, 2018

(3) Places where the product is procured:
12 facilities including the following:
Nagano Prefecture General Industrial Technology Center (Address: 1-18-1 Wakasato, Nagano City)

(4) Contact point for the tender information; description/conditions/and other inquiries:
Industrial Policy Division, Industry and Labor Department,
Nagano Prefectural Government

692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City
TEL +81-26-235-7192 (in Japanese only)

(5) Time and place for the tender:
Time: 2:00PM, Monday, January 23, 2017
Place: Bidding Room, 1st Floor West Annex, Nagano Prefectural Government

(6) Time limit and mailing address for the tender by mail:
Time: 5:00PM, Friday, January 20, 2017
Mailing Address: Industrial Policy Division, Industry and Labor Department,
Nagano Prefectural Government
692-2 Habashita, Minaminagano,
Nagano City 380-8570 JAPAN

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年12月8日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

あぐりモール・ピア

茅野市豊平3055-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

信州諏訪農業協同組合

諏訪市大字四賀字広瀬橋通7841

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
雨宮 勇	小松 八郎

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名
信州諏訪農業協同組合	雨宮 勇

(変更後)

名称	代表者氏名
信州諏訪農業協同組合	小松 八郎

4 変更した年月日

平成28年6月27日

5 届出年月日

平成28年8月22日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成28年12月8日から平成29年4月10日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年12月8日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

あぐりモールふじみ

諏訪郡富士見町落合南原山9984-1025ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

信州諏訪農業協同組合

諏訪市大字四賀字広瀬橋通7841

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
雨宮 勇	小松 八郎

4 変更した年月日

平成28年6月27日

5 届出年月日

平成28年8月22日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成28年12月8日から平成29年4月10日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年12月8日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

A・コープたかぎ店

下伊那郡喬木村1282ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

みなみ信州農業協同組合

飯田市北方3852-22

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
矢澤 輝海	田内 市人

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名
みなみ信州農業協同組合	矢澤 輝海

(変更後)

名称	代表者氏名
みなみ信州農業協同組合	田内 市人

4 変更した年月日

平成28年5月30日

5 届出年月日

平成28年8月22日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成28年12月8日から平成29年4月10日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年12月8日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

A・コープあいばんいいた店

飯田市桐林1040-2ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
みなみ信州農業協同組合
飯田市北方3852-22

- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
矢澤 輝海	田内 市人

- 4 変更した年月日
平成28年5月30日
- 5 届出年月日
平成28年8月22日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県下伊那地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成28年12月8日から平成29年4月10日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年12月8日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベシニア堀金店
安曇野市堀金烏川5142-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社ベシニア
群馬県前橋市亀里町900
- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
赤石 好弘	橋本 浩英

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)ベシニア	赤石 好弘	群馬県前橋市亀里町900
(株)アイ・トピア	田中 尚己	東京都町田市原町田4-20-1
フジパンストア(株)	国広 哲彦	愛知県名古屋瑞穂区松園町1-50
(株)スイートガーデン	友田 雅己	京都府京都市中央区烏丸通御池下る虎屋町566-1
(株)丸三三原製茶園	三原 不二夫	安曇野市豊科5750

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)ベシニア	橋本 浩英	群馬県前橋市亀里町900
(株)エクストリンク	廣瀬 祐一	大阪府大阪市北区曽根崎2-3-5
フジパンストア(株)	廣村 昌弘	愛知県名古屋瑞穂区松園町1-50
(株)丸三三原商店	三原 不二夫	安曇野市豊科5750
サン・クエスト(株)	中園 博也	熊本県熊本市東区上南部2-1-100
(有)サーティースリー	丸田 好美	長野市南千歳1-3-7
(株)巴屋	武田 善彦	松本市平田東2-6-1
(株)ユーアンド	天田 房夫	群馬県高崎市飯塚町487

- 4 変更した年月日
平成14年10月8日ほか
- 5 届出年月日
平成28年9月1日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成28年12月8日から平成29年4月10日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年12月8日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニトリ松本高宮店
松本市高宮東221-1ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

東京センチュリー株式会社
東京都千代田区神田練堀町3
アルプスシャツ株式会社
松本市埋橋1-8-7

- 3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称

変更前	変更後
東京センチュリーリース(株)	東京センチュリー(株)

- 4 変更した年月日

平成28年10月1日

- 5 届出年月日

平成28年11月21日

- 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

- 7 縦覧の期間

平成28年12月8日から平成29年4月10日まで

- 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

- 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年12月8日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

A・コープあんず店
千曲市大字雨宮317ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

ちくま農業協同組合
千曲市大字鋳物師屋200

- 3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
松崎 一男	竹内 史朗

- 4 変更した年月日

平成28年5月27日

- 5 届出年月日

平成28年8月23日

- 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

- 7 縦覧の期間

平成28年12月8日から平成29年4月10日まで

- 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

- 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年12月8日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

A・コープびんぐし店
埴科郡坂城町大字上五明字久保田610ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

ちくま農業協同組合
千曲市大字鋳物師屋200
株式会社モリキ

飯山市南町13-3

- 3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名
ちくま農業協同組合	松崎 一男

(変更後)

名称	代表者氏名
ちくま農業協同組合	竹内 史朗

- 4 変更した年月日
平成28年5月27日
- 5 届出年月日
平成28年8月23日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成28年12月8日から平成29年4月10日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年12月8日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アグリまっしろ
長野市松代町西寺尾字町裏1450ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
グリーン長野農業協同組合
長野市篠ノ井布施高田961-2
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
竹内 守雄	神農 佳人

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名
グリーン長野農業協同組合	竹内 守雄

(変更後)

名称	代表者氏名
グリーン長野農業協同組合	神農 佳人

- 4 変更した年月日
平成28年5月27日
- 5 届出年月日
平成28年8月23日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成28年12月8日から平成29年4月10日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年12月8日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アグリ南長野
長野市水沢上庭3街区1画地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
グリーン長野農業協同組合
長野市篠ノ井布施高田961-2
三菱UFJリース株式会社
東京都千代田区丸の内1-5-1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名
グリーン長野農業協同組合	竹内 守雄

(変更後)

名称	代表者氏名
グリーン長野農業協同組合	神農 佳人

- 4 変更した年月日
平成28年5月27日
- 5 届出年月日
平成28年8月23日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成28年12月8日から平成29年4月10日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年12月8日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アグリしののいA区画
長野市篠ノ井布施五明587ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
グリーン長野農業協同組合
長野市篠ノ井布施高田961-2

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
竹内 守雄	神農 佳人

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名
グリーン長野農業協同組合	竹内 守雄

(変更後)

名称	代表者氏名
グリーン長野農業協同組合	神農 佳人

- 4 変更した年月日
平成28年5月27日
- 5 届出年月日
平成28年8月23日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成28年12月8日から平成29年4月10日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年12月8日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アグリしののいB区画
長野市篠ノ井布施五明628ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
グリーン長野農業協同組合
長野市篠ノ井布施高田961-2

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
竹内 守雄	神農 佳人

- 4 変更した年月日
平成28年5月27日
- 5 届出年月日
平成28年8月23日

- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成28年12月8日から平成29年4月10日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年12月8日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ファーストプラザ
須坂市大字井上双六1865-1ほか

公告

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第7条の規定により、次の肥料を登録しました。

平成28年12月8日

長野県知事 阿部守一

登録年月日	登録の有効期間	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%) その他の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所
平成28年 6月27日	平成28年 6月27日 から 平成31年 6月26日	長野県 第893号	乾燥菌体肥料	丸善ベジタブルグリーン肥料	窒素全量 4.0% りん酸全量 1.0% その他の規格 含有を許される有害成分 の最大量及びその他の制 限事項は、公定規格のと おり	丸善食品工業株式会社 長野県千曲市大字寂蒔 880番地

農業技術課

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社HOJYOコーポレーション
須坂市大字小山2552-3
 - 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称
- | 変更前 | 変更後 |
|--------------|---------|
| (株)中部メガネセンター | アコール(株) |
- 4 変更した年月日
平成27年1月1日
 - 5 届出年月日
平成28年11月16日
 - 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課
 - 7 縦覧の期間
平成28年12月8日から平成29年4月10日まで
 - 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
 - 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新しました。

平成28年12月8日

長野県知事 阿部 守一

更新年月日	登録の有効期間	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%) その他の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所
平成28年 7月26日	平成28年 8月12日 から 平成31年 8月11日	長野県 第885号	混合有機質肥料	有機4-3-1	窒素全量 4.0% りん酸全量3.5% 加里全量 1.0% その他の規格 含有を許される有害成分 の最大量及びその他の制 限事項は、公定規格のと おり	株式会社イトウ精麥 長野県長野市篠ノ井布 施高田734
平成28年 7月26日	平成28年 8月12日 から 平成34年 8月11日	長野県 第886号	なたね油かす及びそ の粉末	なたね油かす(粒状)	窒素全量 5.3% りん酸全量2.0% 加里全量 1.0% その他の規格 含有を許される有害成分 の最大量及びその他の制 限事項は、公定規格のと おり	株式会社イトウ精麥 長野県長野市篠ノ井布 施高田734
平成28年 10月21日	平成28年 11月28日 から 平成31年 11月27日	長野県 第892号	乾燥菌体肥料	みすず有機菌体肥料	窒素全量 7.0% りん酸全量4.0% その他の規格 含有を許される有害成分 の最大量及びその他の制 限事項は、公定規格のと おり	株式会社みすずコーポ レーション 長野県長野市若里1606

農業技術課

公告

長野県小県郡依田川沿岸土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成28年12月8日

長野県上小地方事務所長 笹沢文昭

理事

新任

氏名 住所
櫻井 哲也 上田市塩川3028番地

退任

氏名 住所
櫻井 稔 上田市塩川3028番地

農地整備課

氏名 住所

大井 清司 上田市神畑45番地
西沢 信義 上田市中之条173番地
清水 貞旨 上田市小牧508番地

退任

氏名 住所

片山 喜美男 上田市上田原666番地1
堀内 熙 上田市小牧649番地
清水 幸 上田市築地255番地

監事

新任

氏名 住所
細川 義雄 上田市諏訪形722番地

退任

氏名 住所
中村 良一 上田市上田原345番地

農地整備課

公告

上田農水土地改良区連合の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成28年12月8日

長野県上小地方事務所長 笹沢文昭

理事

新任

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成28年12月8日

長野県下伊那地方事務所長 山本智章

1 許可番号

平成21年9月3日 長野県下伊那地方事務所指令21下伊地建第19-2号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

飯田市山本6722-1の内、281-5の内（5工区）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

飯田市大久保町2534

飯田市長 牧野光朗

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成28年12月8日

長野県松本地方事務所長 吉川篤明

1(1) 許可番号

平成28年9月28日 長野県松本地方事務所指令28松地建第19-4号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字広丘高出字西原1980-2

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市大字広丘高出1861 山田洋子

2(1) 許可番号

平成28年9月21日 長野県松本地方事務所指令28松地建第19-3号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字広丘吉田字若宮269-6、269-10、270-1、270-3、270-4、270-5

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松本市双葉22-1

ミサワホーム甲信株式会社 代表取締役 古屋保巳

都市・まちづくり課